

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（郵便入札用）

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく那須町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 那須町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。
 - ① 参加申請書類
 - ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）
 - ・ 配布は、ホームページからのダウンロードを原則とし、財政課窓口での配布は行わない。
那須町ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp/>
 - ② 参加申請書受付場所
 - ・ 那須町役場財政課契約管理係
 - ・ 申請書は持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (2) 参加申請書受付日に参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書の閲覧

設計図書（図面、仕様書及び金抜き設計書）は、那須町ホームページからのダウンロードによる。

4 現場説明会：行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによること。
- (3) 宛先は、黒田原郵便局留 那須町役場財政課契約管理係行とすること。
- (4) 入札書は、郵便入札用の指定様式を使用すること。
- (5) 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。
- (6) 指定された提出期限日までに黒田原郵便局必着のこと。
- (7) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令、那須町財務規則、那須町建設工事等執行規則を守ること。
- (8) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (11) 入札回数は1回とする。
- (12) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徵取した入札参加資格要件確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
- (13) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者がいない時は、再度の入札に付するものとし、郵便により行う。その場合の入札書提出期限は参加者あてに連絡する。

6 開札の立会い

立会人は、当該入札事務に関係しない職員2人を選定し立ち会うものとする。

7 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札価格に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。
 - ① 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
 - ② 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

8 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

- ① 入札参加資格確認書類
 - ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表
 - ・ 施工実績調書（同種又は類似の工事の施工実績を記載）
 - ・ 監理技術者（主任技術者）・現場代理人工事経歴書
 - ・ その他町長が必要と認める書類
- ② 入札参加資格確認書類の交付

配布は、ホームページからのダウンロードを原則とし、財政課窓口での配布は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

提出を求められた日から起算して原則4日以内（那須町の休日を定める条例に規定する休日は算入しない。）とする。

② 提出場所：那須町役場財政課契約管理係

③ 提出方法

持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して原則4日以内（那須町の休日を定める条例に規定する休日は算入しない。）に通知する。

(4) 落札候補者は、事後審査型入札参加資格不適格となった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（那須町の休日を定める条例に規定する休日は算入しない。）に、その理由について説明請求書により説明を求めることができる。ただし、軽易なものについては、口頭で説明を求めることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

10 請負契約書作成：要する。

11 入札の無効

(1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

① 一つの封筒に2枚以上の入札書を入れた入札

② 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外で郵送された入札

③ 入札書又は工事費内訳書以外のものを同封した入札

④ 入札書の金額を訂正した入札

⑤ 工事費内訳書の同封が義務付けられている入札で、工事費内訳書が同封されていないもの

⑥ 工事費内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札

⑦ 封筒に記載の案件名又は差出人名と入札書又は工事費内訳書に記載の案件名又は入札者名とが相違する入札

⑧ 封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札

⑨ その他指定された入札条件に合致しない入札

(2) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、第1号に掲げる資格のない者の入札は無効とする。

12 くじによる落札者の決定

最低価格者が2者以上になった場合には、落札者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにより入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

13 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）

監理技術者等とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を司る者である。なお請負った建設工事のうち、5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の規模のものを下請けへ発注する場合は、監理技術者が必要となる。

- (1) 配置できる監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」ある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。
- (2) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録交付機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職、参加申請から資格審査申請の間に他の工事に配置された場合等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。
- (4) 主任技術者（監理技術者は除く）が兼任できる箇所は2箇所までとし、他工事の請負代金額も5,000万円未満であること。現場代理人と主任技術者の兼務は可能であるが、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼務したい場合は町の承諾を得ること。

14 専任の主任技術者及び監理技術者

請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）である場合は、選任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

- (1) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職、参加申請から資格審査申請の間に他の工事に配置された場合等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。
 - (2) 主任技術者等を専任で配置しなければならない工事のうち、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合において、以下の要件をすべて満たす場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を兼任することができる。
 - ・兼任しようとするすべての工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているもの。
 - ・兼任できる工事は2箇所までとする。
- ※監理技術者には適用されないので留意すること。

15 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、工事現場に常駐し、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人である。
- (2) 現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。
- (3) 現場代理人の現場常駐義務の緩和（兼任）については、以下の要件をすべて満たすものとする。
 - ・兼任しようとするすべての工事で、その施工条件書等に兼任可能である旨明記されているもの。
 - ・請負金額が4,500万円以上（建築工事一式の場合は9,000万円以上）の場合においては、現場代理人が現場に不在になる間には、現場の運営、取締りを行うことができる者（連絡員）を選任・常駐させること。

- ・兼任できる工事は3箇所までとする。
- ・安全管理を徹底し、常に町と連絡がとれる体制を確保すること。
ただし、工事内容、現場の条件等により、兼任が不適当であると判断した場合は、兼任の不承認または取り消すことがある。

16 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から、下請を必要とする場合は、可能な限り那須町内の業者へ発注するよう努めること。